

保育料の改正について（幼児教育の段階的無償化）

1. 改正理由

国が進める「幼児教育の段階的無償化」に向けた取組みにより、「子ども・子育て支援法施行令」等が改正されたため、認可保育所等の保育料を改正する。

2. 改正内容

(1) 認可保育所、認定こども園（保育部門）

ひとり親世帯等で、区市町村民税の所得割額が 68,500 円以上 77,101 円未満（年収 360 万未満相当）に該当する世帯の第 1 子に係る標準時間保育料。（短時間の場合は、8 割の保育料を負担）

0～2 歳児		3 歳児		4～5 歳児	
改正前	改正後	改正前	改正後	改正前	改正後
9,200 円	9,000 円	6,500 円	6,000 円	6,450 円	6,000 円

(2) 施設型給付対象となる私立幼稚園等

①市町村民税非課税世帯または所得割非課税世帯の第 2 子に係る保育料。

3～5 歳児	
改正前	改正後
1,500 円	0 円

②区市町村民税の所得割額が 77,101 円未満（年収 360 万未満相当）該当世帯 ア) ひとり親世帯等の第 1 子に係る保育料。

3～5 歳児	
改正前	改正後
7,550 円	3,000 円

イ) その他の世帯の第 1 子に係る保育料。

3～5 歳児	
改正前	改正後
16,100 円	14,100 円

3. 適用日

平成 29 年 4 月 1 日